

運転免許自主返納 支援事業

運転に不安を感じている方、家族から返納を薦められている方の
運転免許自主返納を支援します。

大河原町では、運転免許を自主返納した方を対象に、
大河原町デマンド型乗合タクシー利用券 18,000 円分
又は県内のタクシー会社(町内 2 社を含む)で利用可能
なタクシー乗車券 15,000 円分を交付します。

対 象

- 本町の住民基本台帳に記載されている方
 - 運転免許の有効期限内にすべての運転免許を返納された方
- ※交付は 1 人につき 1 回までとなります。

上記の条件をすべて満たす方

申請に関する問い合わせ先・受付窓口

◎運転免許自主返納支援事業	大河原町役場総務課	電話番号：53-2111
◎運転免許自主返納制度	仙南運転免許センター	電話番号：53-0111
	大河原警察署交通課	電話番号：53-2211

手続き方法は裏面をご覧ください

手続きの流れ

1

運転免許を自主返納したいご本人が、**運転免許センター**または**大河原警察署**で、**運転免許の自主返納の手続き**をしてください。

必要なもの

運転免許証（有効期限内のもの）、**印鑑**（スタンプ式を除く）
※免許が取り消されると「申請による運転免許の取消通知書」及び「運転経歴証明書（有料）」が交付されます。

受付時間

運転免許センター

平日 午前 10 時 00 分～11 時 30 分 午後 2 時 30 分～4 時 00 分
第 1、3 日曜 午前 10 時 30 分～11 時 30 分 午後 2 時 30 分～3 時 30 分

大河原警察署交通課

平日 午前 8 時 30 分～11 時 30 分 午後 1 時 00 分～4 時 00 分

※「運転経歴証明書」の交付には、手数料 1,100 円がかかります。また、**警察署で申請手続きをする際には、運転経歴証明書用として本人の写真が必要となります。**



2

運転免許を自主返納されたご本人（代理可）が、役場総務課で「大河原町運転免許自主返納支援事業」の申請をしてください。

必要なもの

①で交付された「申請による運転免許の取消通知書」
※交付の日から 1 年間が申請期限です。



後日、大河原町デマンド型乗合タクシー利用券またはタクシー乗車券を郵送により交付します。

※大河原町デマンド型乗合タクシーを利用するには、事前に登録が必要です。
※運転免許の自主返納をすると、その時点で免許が無効となります。その後は車の運転はできませんのでご注意願います。

大河原町役場総務課

〒989-1295 大河原町字新南19
TEL: 53-2111 FAX: 53-3818